

注 意 事 項

今回の物品（物件）は指名競争入札により契約相手方及び契約金額を決定しますので、下記の注意事項に従って入札に参加してください。

本案件は、単価契約です。

入札の際は、1袋（25kg入り）あたりの単価（消費税及び地方消費税抜き）を入力してください。（入力時の注意点については下記注意事項(4)参照）

- (1) 電子入札システムの運用時間は、通常午前9時から午後8時までです。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、終日利用することができません。また、システムの整備等のため一時的に停止することがあります。
- (2) 入札者は、地方自治法、同施行令及び宝塚市契約規則を遵守の上、入札してください。
- (3) 同等品入札は、仕様書で同等品可とした場合に限りです。同等品入札を希望する場合は、必ず指定された期日までに質疑をし、確認を受けた上で入札してください。参考品と同規格・同仕様であるが、販売者が異なるため商品名又は品番等が異なる同一品の場合についても同様とします。
- (4) 入札書には消費税及び地方消費税を含まない購入単位当たりの単価（整数のみ。小数点以下は不可）を入力してください。消費税及び地方消費税にかかる免税事業者も同様です。
- (5) 入札回数は2回までとし、入札書の提出は電子入札システム内で行います。また、入札書受付期間以外では入札はできません。
もし、1回目の入札が成立しなかった際には、原則として2回目の入札を翌日の午後1時までとして設定しますので、ご留意ください。（翌日が休日になる場合は、次のシステム稼働日とします。）ただし、予定価格との乖離があまりに大きい場合は、2回目の入札を行わず不調とします。
- (6) 2回目の入札で落札者がいない場合、随意契約（見積合わせ）に移行する場合があります。その場合の見積方法、見積期限については別途指示します。
- (7) 入札書の送信後は入札金額の訂正は受け付けませんので、入力した金額の確認は十分に行ってください。
- (8) 入札を辞退する場合は、入札書受付期間前においては辞退届（任意様式）を提出してください。また、入札書受付期間中においては電子入札システム内にある辞退届を送信するか、または本市に連絡のうえ辞退届（任意様式）を提出してください。なお、入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、電子入札システムによる辞退届の送信又は書面による辞退届の提出もない場合は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなします。
また、入札時において、仕様書等で求める資格要件等を満たすことができない場合も辞退届を提出して下さい。
辞退届には、今後の発注の参考とする場合がありますので、辞退理由を詳しく明記してください。

（例）

指定された期間内に完成・完了することが困難なため。
手持ちの業務等が多く、さらに受注することが困難なため。
本案件を履行するための資材・機器が調達できないため。
本案件の仕様が取扱い分野でないため。 等

- (9) 入札者が1者となった場合、入札は中止となります。
- (10) 次の入札は無効とします。
 - ① 無資格者又は入札条件違反者の入札
 - ② 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
 - ③ 仕様書で同等品可とした場合の、質疑なく同等品で見積もった入札
 - ④ 入札金額その他入力が必要な事項についての情報が市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていない入札

⑤ 市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明でない入札

- (11) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者を決定することとし、電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札参加者が任意に指定するものとします。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできません。
- (12) 落札者(受注者)は、当該入札の内訳明細書を作成し、落札後速やかに本市契約課へ提出してください。明細書には物件名、品番、単価、数量等を明記してください。
- (13) 落札者(受注者)は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して7開庁日以内に契約書（請書）を本市契約課へ提出してください。
- (14) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合、契約を締結しません。
- (15) 契約書は宝塚市の定めたものとします。
- (16) 宝塚市物品売買(物件供給)単価契約約款第19条第1項各号のいずれかに該当し、宝塚市が契約を解除した場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を支払わなければなりません。
- (17) 契約に至らなかった方で、仕様書等を電子入札システムからダウンロードしている場合は、速やかに破棄または削除してください。

(参考)

(宝塚市物品売買(物件供給)単価契約約款)(抄)

(談合その他の不正行為による解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除した場合においては、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わないときには、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に規定する法定利率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(賠償額の予定等)

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。履行が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

(1) 前条第1項第1号又は第2号のうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合

(2) 前条第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が、契約金額の100分の20に相当する額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときには、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項に規定する法定利率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。